(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

調査対象貨物は、本邦の市場での販売量を年々増加させた。また、調査対象貨物は、本邦において生産された調査対象貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。本邦の産業については、調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。以上から、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

(一)　調査により判明した事実に係る令第十条第二項若しくは第十条の二第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　平成二十九年八月二十八日

ロ　意見の表明についての期限　平成二十九年八月二十八日

(二)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(四)　不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

○国土交通省告示第七百三十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　秋田県小渕地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と一号を結んだ線に囲まれた区域

秋田県北秋田市阿仁小渕

字尻高沢　二四番二　一号
　四八番三四　十二号
　七番　十三号
　五六番二〇　十四号
　三六番　十五号
字柳生　五二番一〇　二号
字山下タ　三六番五　三号
　一五番二　四号
字前田　六一番三　五号
字家ノ上　五九番二　六号
　五八番一　七号
　五五番　八号
　五二番一　九号から十一号まで

○国土交通省告示第七百三十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　石川県中平地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

石川県羽咋郡志賀町鵜野屋

甲（耕）　七番二　一号
ロ（耕）　一三三番　二号
　三三番　十二号
ハ（山）　三七番一　三号
　三八番甲　十号
　二一番　十一号
ニ（山）　一番　四号
　三三番甲　七号及び八号
　四番甲　九号
ホ（耕）　一四〇番　五号
　一二四番　六号

○国土交通省告示第七百三十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　大阪府野間西山地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

大阪府豊能郡能勢町野間西山

四五六番　一号
一二番　二号
八番　三号
五番　四号
一〇一三九番　五号
四六六番　九号
四七七番　十号
四二九番　十一号
四四一番　十二号

大阪府豊能郡能勢町地黄

一八九番　六号
二三〇六番　七号
二三一〇番　八号

○国土交通省告示第七百三十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　和歌山県上出地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を市道仁義汲沢線道路敷に沿って結んだ線、標柱三号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県海南市下津町引尾

字尾筋　六三〇番一　一号
　六三四番　二号
　五八六番一　三号
字大藪　四四三番　四号
　四六二番一　五号
字赤石　一九四番　六号
　一八二番　七号
字宮尾　一七二番三　八号
　一六五番一　九号
　一三三番三　十号
　一一一番　十一号

○国土交通省告示第七百三十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　熊本県上久保地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を道路敷（市道馬場線）に沿って結んだ線、標柱七号と八号を道路敷（一般国道二百六十六号）に沿って結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県天草市栖本町馬場

字下焼山河内　二七五四番　一号
字上久保　二七一三番三　二号
　二五一七番　三号
　二五〇八番　四号
　二五〇四番二　五号
　二五五四番一　六号
字家下ノ尾　二五八四番五　七号
字中梅津　二九三五番四　八号

○国土交通省告示第七百三十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・一九パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附則第三項の表二の項、同表三のロの項及び同表四の項利率欄中「〇・三パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年七月十二日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。